

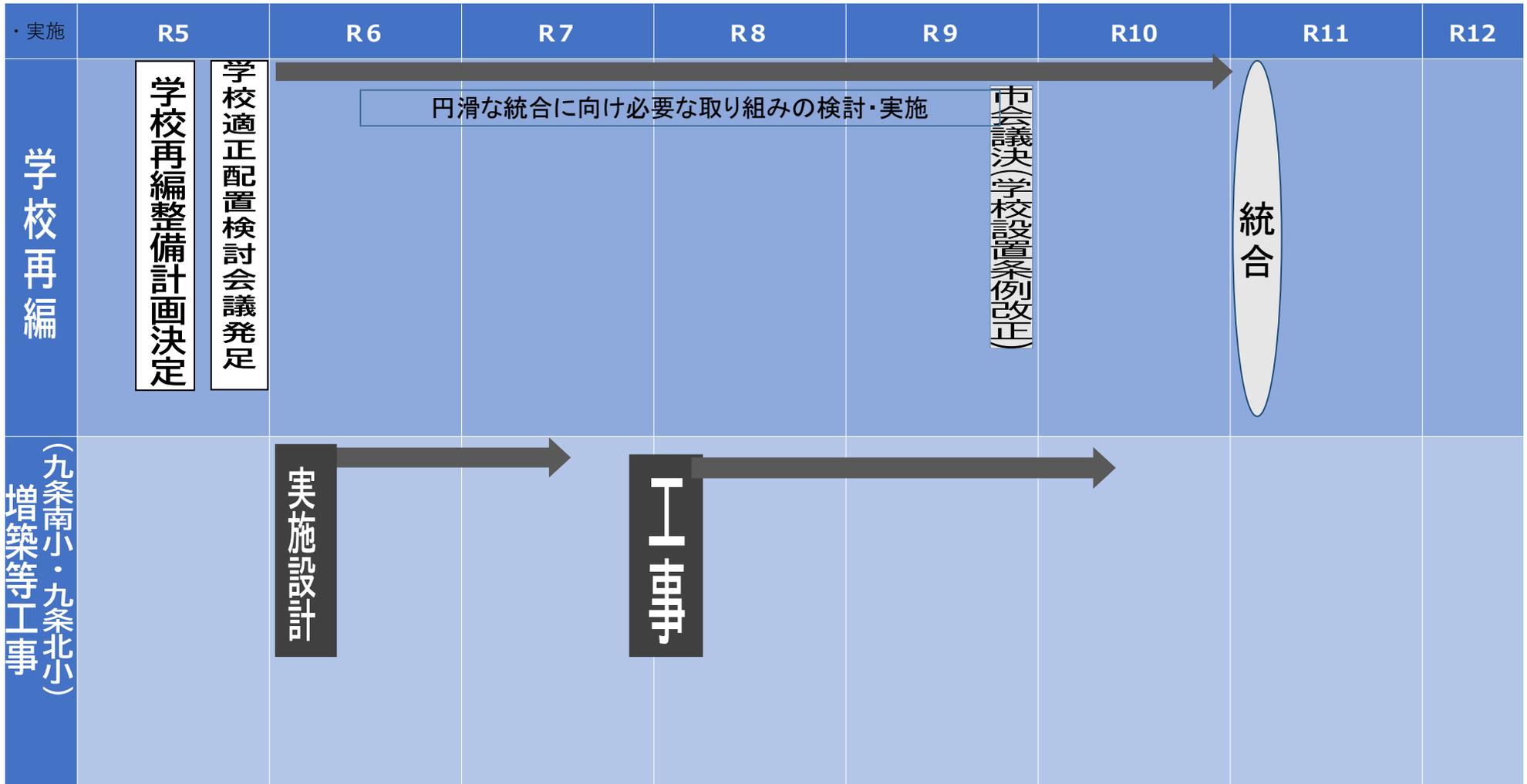
第2回 学校適正配置検討会議
（九条東小学校・九条南小学校、
九条東小学校・九条北小学校 合同会議）

～ 多様な仲間とふれあい、切磋琢磨する環境をめざして ～



令和6年9月13日
大阪市西区役所

I 九条地域小学校の再編 想定スケジュール(令和6年9月時点)



※「増築等工事」については、老朽化に伴い、次の工事も一体的に実施予定
 九条南小学校：講堂兼体育館の改築
 九条北小学校：講堂兼体育館及びプールの改築

※実施に際し必要となる予算・条例の改正等については市会の議決が必要

2 学校適正配置検討会議で取り扱う事項について

(1) 学校再編整備計画に関すること

① 新しい学校の教育内容、魅力・特色づくりについて

例：現小学校から継承すべきもの、新しく構築するもの等について

② 円滑な統合に向け、必要な事項について（本市再編インセンティブ制度を活用）

・九条東小学校における教員加配

・標準服・学校指定の物品が変更となる場合の購入費用

・その他例：統合の影響を受ける令和6年度新1年生以降の児童を対象とした学校間交流

通学路に危険箇所がある場合の安全対策

学校選択制で九条東小学校を選択した児童の令和11年4月統合時の学校選

択の取扱いについて など

(2) その他

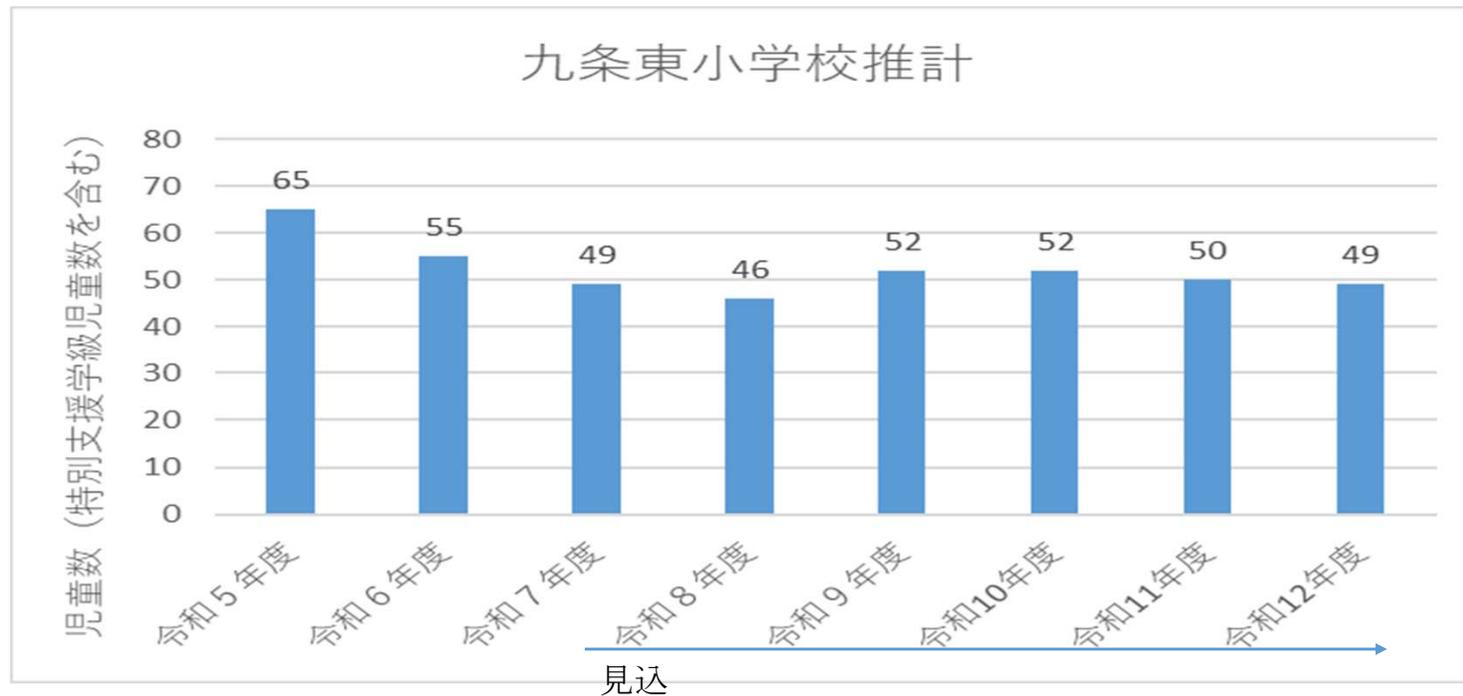
① 学校名について

② 九条南小学校・九条北小学校の校舎増築等の工事の進捗に係る報告 など

3 現状及び取組状況について(その1)【次第(3)②関連】

○児童数について(令和7年度以降については見込値)

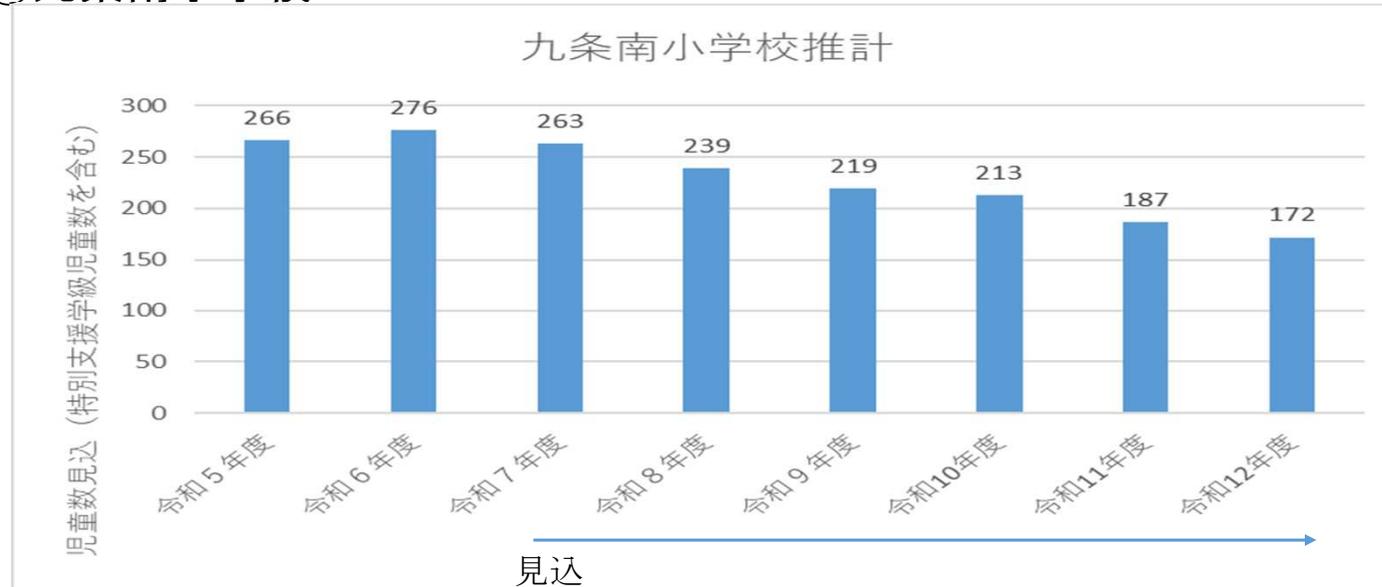
①九条東小学校



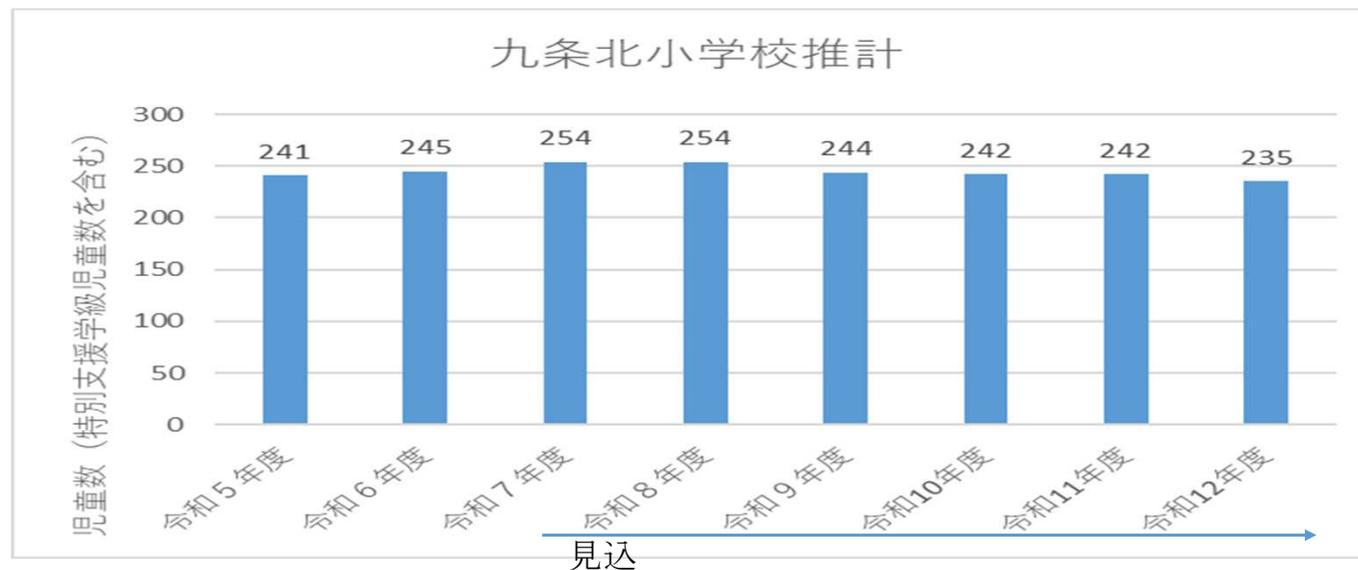
3 現状及び取組状況について(その1)【次第(3)②関連】

○児童数 学級数について(令和7年度以降については見込値)

②九条南小学校



③九条北小学校



3 現状及び取組状況について(その2)【次第(3)②関連】

○施設整備検討状況について

九条南小学校:校舎増築、老朽化した講堂兼体育館の改築を一体的に実施

九条北小学校:校舎増築、老朽化した講堂兼体育館・プールの改築を一体的に実施

いずれの学校も

令和6年度～7年度:実施設計、令和8年度～10年度:工事

→工事手法の精査及び工事に伴い実施場所の変更が必要な行事(運動会、卒業・入学式)等について、代替案の検討に着手

○学校間交流について

【現状】 音楽交流会(西中学校下5校園。主に3年生(一部学校は4年生も) 11月頃)

スポーツ交歓会(西区8小学校。6年生 11月頃)

西中学校への部活動見学(九条地域3小学校。6年生 秋)



【追加取組事項】

令和11年4月統合の対象となる学年(令和6年度1年生以降の入学生)を対象に合同での交流を実施

→令和6年度は3校の1年生を対象に、1月に体育実技インストラクターによる、表現・体づくり運動を合同で実施

4 検討事項に係る想定スケジュールについて

【次第(3) ③関連】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
I 九条東小学校における教員加配	毎年度配置				
II 九条南小学校・九条北小学校の校舎増築等の工事	実施設計 運動会・式典などの代替案の検討・調整		工 事		
III 児童のスムーズな統合を支援する取り組み III-1 学校間交流	★ 小1対象実施(1月) 前年度末までに学校長・区役所で対象学年・実施内容等を調整				
III-2 学校支援人材の配置					配置(統合時点での配置も検討)
IV 九条東小校区外から九条東小を選択した児童の統合時の学校選択方法	方針案共有				
V 通学路に危険箇所がある場合の安全対策	九条東小から2校に通う通学路の点検・検討 R⑥九条北小校区の点検 (R④九条南小校区、R⑤九条東小校区の点検)		関係機関への対策実施要望・折衝 (設計等)		関係機関による対策の実施
VI 学校名について	変更可否の決定				
VII 転入により標準服・学校指定物品が変更となる場合の購入費用				品目・数量の積算	予算執行
VIII その他: 学校の魅力化、学校行事の連携方法等	具体的検討	着手可能な事項は随時実施		予算伴う事項は予算確保の上、適宜実施	

5 令和11年4月統合時点での再度の学校選択の可否について【次第(3)④関連】

Q 九条東小学校区在住児童で九条地域以外の小学校を選択して入学した児童が令和11年4月統合時において、居住地域の進学先小学校（九条南小学校（九条北小学校））への学校選択を可能とするかについて

例：九条東小学校区に住む児童が本田小学校・日吉小学校を選択して入学

→（素案）

西中学校校区外である隣接校（本田小学校・日吉小学校）に令和6年4月以降入学した九条東小学校区在住児童については、令和11年4月統合時に居住地域の進学先小学校（九条南（九条北）小学校）を選ぶことも可能、としては如何か

他方、九条地域以外の小学校区在住児童が九条東小学校を選択して入学した児童についても、令和11年4月統合時において学校選択を可能とする

6 事務局(お問い合わせ先)

○担 当 西区役所 総務課教育担当

○電話 番号 06-6532-9743

○電子メール tf0001@city.osaka.lg.jp